

「いじめ防止基本方針」

長崎市立橘中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」

- 他の生徒の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なものとして大切にしている生徒。
- 規範意識と道徳心を身につけ、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことができる生徒。

「PTAとの連携」

- ・ P T A 総会
- ・ 評議員会、理事会
- ・ 校外補導部会
- ・ 学年、学級 P T A
- ・ 部活動振興会 など

「いじめ対策委員会」

- ・ 校長・教頭・教務主任
- ・ 学年主任・生徒指導主事
- ・ 養護教諭・ S C ・ S S W

「関係機関との連携」

- ・ 教育委員会、警察
- ・ 子育て支援課
- ・ 児童相談所・法務局
- ・ 医療機関、民生委員
- ・ スクールサポーター
- ・ 少年センター
- ・ 学校評議員 など

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性でなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

《 分 類 》

《抵触する可能性がある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる===>脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視
 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする =====>暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする =====>暴行、傷害
オ 金品をたかられる =====> 恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする=====>窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 ===== >強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯で、誹謗中傷や嫌なことをされる===== >名誉毀損、侮辱

4 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒たちが。教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

○心身の安全を保証する。

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

○事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の傾聴だけにならないように注意する。

② 周りの生徒からの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信源は、絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。

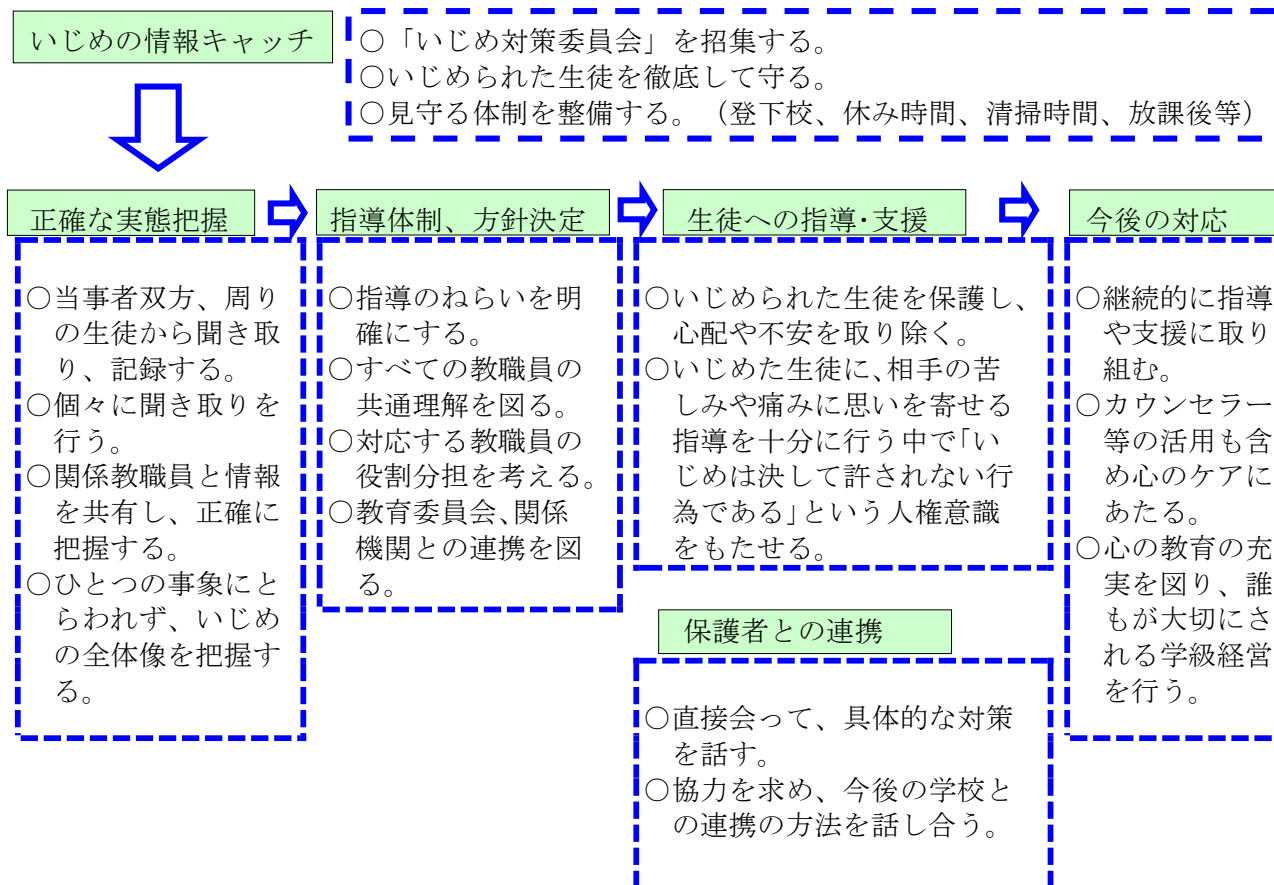
③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

II 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行うことが必要である。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重に配慮する。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

《把握すべき情報例》

- 誰が誰をいじめているのか？・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこでおこったのか？・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・【内容】
- いじめのきっかけは何か？・・・【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・【期間】

《要注意》
生徒の個人情報はその取扱に十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒に対して

[生徒に対して]

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

[保護者に対して]

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感を持たれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

②いじめた生徒に対して

[生徒に対して]

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

[保護者に対して]

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言する。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば・・・
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬ行為をする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たち問題として意識させる。

④継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むこと洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへ取組を強化する。

⑤いじめ解消の定義

- 加害行為がやんでいる状態が3ヶ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

4 年間計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解、生徒・保護者等への周知 生徒の情報交換 生活アンケート調査 民生委員との情報交換	10	生活アンケート調査 民生委員との情報交換
5	生活アンケート調査 連休明けの生徒観察・情報交換	11	生活アンケート調査 三者面談 教育相談 小中連携によるいじめ防止の取組
6	生活アンケート調査 民生委員との情報交換	12	生活アンケート調査 生徒会役員改選と組織づくり 人権集会 民生委員との情報交換 職員研修会（情報交換、ケース会議）
7	生活アンケート調査 教育週間（道徳公開授業）生徒総会 家庭訪問 教育相談 三者面談 学校評議員との情報交換	1	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	生活アンケート調査（登校日） 平和祈念集会 職員研修会（情報交換、ケース会議他）	2	生活アンケート調査 橘中オープンスクール（中学校説明会） 民生委員との情報交換
9	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解 民生委員との情報交換	3	生活アンケート調査 次年度申し送り資料作成 新入生引継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価

※ いじめに関する主な相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
橘中学校「いじめ相談窓口」	095 - 838- 3050	8:45~16:45（月～金）
24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）	0120 - 078 - 310	24時間（月～金）
こころの電話	095 - 847 - 7867	9:00~16:30（月～金）
子ども・家庭110番	095 - 844 - 1117	9:00~20:00（毎日）
テレホン児童相談室	0956 - 23 - 1117	9:00~17:45（月～金）
ヤングテレホン	0120 - 78 - 6714	9:00~17:45（月～金）
こども人権110番	0120 - 007 - 110	8:30~17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095 - 842 - 4343	9:00~22:00（毎日）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095 - 844 - 5132	9:00~17:45（月～金）
長崎市少年センター	095 - 825 - 1949	9:00~17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120 - 556 - 275	9:00~16:00（月～金）
子育て支援相談電話	095 - 825 - 5624	8:45~17:30（月～金）

